平成２４年（フ）第２１６号
奈良県大和郡山市泉原町51番地１
破産者　堀江　公子
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
徳島県徳島市応神町古川字戎子野78番地の11エグゼ古川603、旧住所徳島県徳島市川内町富吉109番地６
破産者　森　　栄
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６２号
高知市神田2256番地４
破産者　井上　峰子
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０３号
佐賀県小城市牛津町乙柳1040番地14
破産者　鮎川　貴隆
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目27番10号
破産者　下栗　　明
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６号
青森県十和田市西二十一番町52番20―９号
破産者　上明戸秋彦
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第６９号
青森県三沢市大字三沢字早稲田298番地123号
破産者　織笠　　清
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２９号
秋田県仙北市角館町白岩前郷45番地
破産者　髙橋　隆資
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第３０号
秋田県仙北市角館町白岩前郷45番地
破産者　髙橋　サダ
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２３３号
新潟市北区葛塚3107番地、前住所新潟市北区葛塚4736番地１
破産者　滝澤　　惣
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２０号
山梨県甲斐市竜王新町1403番地　長尾住宅Ｂ号
破産者　望月　　強
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
愛知県丹羽郡大口町上小口１丁目318番地１ゴールドエクレール303号
破産者　柳田　武安
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９３号
愛知県一宮市大和町宮地花池字中道４番地アートメゾン101号
破産者　アイシンオートこと　渡部　秀夫
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２６号
愛知県一宮市西出町44番地２　エクレール西出402号
破産者　山本　啓三
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４０号
広島県福山市東深津町２丁目14番31号、開始決定時の住所広島県福山市手城町２丁目23番１号
破産者　藤本　卓士
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７０号
長崎県島原市湊新地町420番地
破産者　松尾　豪彦
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
熊本市北区楠１丁目８番６―510号　市営住宅
破産者　大塚由紀子
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６５４号
大分市大在北４丁目７番40号
破産者　安部　良夫
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８４号
宮崎県児湯郡川南町大字平田5044番地６
破産者　今井　民子
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２０号
宮崎市大字跡江3358番地
破産者　長田　章子
１　決定年月日　平成24年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係